

公的機関からの研究開発受託にかかる受託人件費の考え方および算定に関する規程

2026年4月1日

公的機関からの研究開発受託にかかる受託人件費の考え方および算定に関する規程を次のように定める。

1. 目的

この規程は、NTT プレジジョンメディシン株式会社（以下、弊社という。）が国及び地方公共団体、その他公共機関から研究開発について受託する、又は請け負う業務（以下、当該事業を「受託業務」という）に関する経費の精算において適用する受託単価に関する人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

受託事業に係る受託人件費単価については、当該受託事業に従事する者の職責グレードに応じて、別表「公的機関からの研究開発受託にかかる受託人件費単価」の通り基準日額及び基準時間単価をもって定める。

ただし、特殊な資格等保有者の専任参加が必要な場合等においては、この限りではない。

別表

公的機関からの研究開発受託にかかる受託人件費単価

① システム系単金（システム開発、システム導入、メンテナンス・運用保守等）

（税抜き）

職務区分	基準日額	基準時間単価	備考
取締役部長	160,000 円	20,000 円	
担当部長	96,000 円	12,000 円	
担当課長	80,000 円	10,000 円	
担当者	64,000 円	8,000 円	

② スペシャリスト系単金（医師、士業、コンサルタント等）

（税抜き）

職務区分	基準日額	基準時間単価	備考
スペシャリスト SS	240,000 円	30,000 円	医師、コンサルタント等経験 15 年以上
スペシャリスト S	176,000 円	22,000 円	医師、コンサルタント等経験 10 年以上
スペシャリスト A	120,000 円	15,000 円	医師、コンサルタント等経験 10 年未満
スペシャリスト B	80,000 円	10,000 円	

※「営業企画支援業務」、「データマネジメント業務」、「データ入力業務」等は対象外とする。

※基準日額の稼働時間は 8 時間を想定（移動時間を含む）

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量および難易度等を勘案して増減する場合がある。